

SSHCONニュース

第89号 発行日：令和7年2月18日

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部

・Tel 048-649-8617 ・Fax 048-649-8618

・〒 330-0804 さいたま市大宮区堀の内町1-116-1 安藤ビル3F

・支部 URL <http://jashcon-saitama.com/>



総務省の発表によると、15歳以上の働く意欲がある労働力人口は2024年に6957万人で過去最多となりました。働く高齢者や女性、外国人の増加が大きく、2030年に7千万人を超えるという民間予測もあります。少子化で生産年齢人口（15～64歳）は減少していますが、労働力人口は働く意欲がある高齢者や女性が押し上げているようです。高齢者が安心して安全に働くことができる職場環境の実現が求められています。労働安全衛生コンサルタントの活躍の場も広がっていくのではないのでしょうか。

上の写真は、行田市にある古代蓮の里公園で撮った咲き始めの梅です。「臘梅が咲きました」という広告を見て撮影に行ったのですが、花が下を向いて咲いているせいか上手く撮影できず、梅になりました。

立春を過ぎ、暦の上では春となりますが、まだまだ寒い日が続きます。会員の皆様におかれましては、どうかご自愛いただきお元気にお過ごしください。 (事務局広報部)

ニュースの主な内容

- | | | |
|------------|-------|----|
| 1. 研修部だより | | 2 |
| 2. 事務局だより | | 5 |
| 3. 最近の報道より | | 11 |

1. 研修部だより

第 133 回埼玉支部研修部会 開催報告

埼玉支部研修部会主催の定期研修会（第 133 回）を令和 6 年 11 月 29 日（金）にハイブリット形式（市民会館おおみや+Zoom 利用）で開催いたしました。

講演テーマは以下の通りです。

・ 講演テーマ

- 講師：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会会員 粉川 昇市 氏
 - ・ 「呼吸用保護具概説」

- 講師：重松製作所 マーケティング部企画係長 大野 翼 氏
 - ・ 「実技（マスク装着、漏れ率測定、フィットテスト）」

開催場所は大宮東口の近くにあるコミュニケーションセンター6階の集会室4を使用しました。参加者は、会場参加者12名（Zoom参加者3名）でした。

粉川氏からは、呼吸用保護具に関する理論や取扱い方法など、実務に役立つ解説が行われました。大野氏は、参加者が実際にマスクを装着して漏れ率の測定やフィットテストを行い、方法や注意点の解説、質疑応答などが行われました。

研修会終了後は場所を居酒屋矢まとに移し、情報交換会が開催されました。情報交換会でも講師の粉川氏、大野氏との活発な議論が行われるなど、和やかな雰囲気で開催された情報交換会となりました。

（真崎研修部長）



（研修会の様子）



(居酒屋矢まとでの情報交換会の様子)

第 134 回 埼玉支部研修会の開催案内

埼玉支部研修会を下記のとおり開催致します。

(会場参加、Web配信ともに、参加者の募集は締め切りました)

記

1. 日 時 : 令和7年 2月21日(金曜日) 13:30~16:15

2. 場所(方法): 市民会館おおみや

・「市民会館おおみや」会場 (大宮門街ビル6階 集会室9)

3. 研修の内容 :

(ア) 14:00~15:00

●講師 : さいたま労働局 健康安全課 課長 川又 裕子 氏

・令和7年度労働安全衛生行政動向

(イ) 15:10~16:10

●講師 : (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会会員 山岸 丈人 氏

・「電気安全と労働災害再発防止に向けたアプローチについて」

4. その他連絡事項

生涯学習制度に参加の方は2CPDをご加算ください。

(真崎研修部長)

第 135 回 埼玉支部研修会の開催案内

埼玉支部研修会を下記のとおり開催致しますので、出席方よろしくお願いたします。
(会場参加、Web配信ともに、参加者募集中です)

記

1. 日 時 : 令和7年 3月28日(金曜日) 13:30~16:15
2. 場所(方法):
 - ・「武蔵浦和コミュニティーセンター」会場 (10階 集会室6)
3. 研修の内容
 - (ア) 14:00~15:00
 - 講師 : (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会会員 篠原 昭司 氏
 - ・「銅製錬とその設備で発生した事故災害事例」
 - (イ) 15:10~16:10
 - 講師 : (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会会員 遠藤 潔 氏
 - ・「道路分野の安全衛生対策」
4. その他連絡事項
 - ① 参加希望者は、真崎研修部長まで連絡願います。連絡先は以下のとおりです。
<真崎研修部長メールアドレス> : tyushotasuku2@gmail.com
 - ② 生涯学習制度に参加の方は2CPDをご加算ください。
 - ③ 講習参加費 無料です。

(真崎研修部長)

2. 事務局だより

- (1) 令和6年度臨時第2回幹事会(Web)が令和6年12月7日(土)にリモート会議方式で開催されました(下記報告事項は、12月7日時点の情報に基づいて記載しています)。

I 報告事項

1. 支部長報告

10月17日開催の埼玉産業安全衛生大会2024への参加・協力、ありがとうございました。

10月25日、南関東ブロック会議に埼玉支部から5名が参加しました。
産保センター運営協議会に参加しました。

2. 事業部会各部からの報告

(1) 企画部（大越企画部長）

埼玉産業安全衛生大会 2024（10月17日開催）において、本部リーフレットに埼玉支部のリーフレットを挟み込んでセットにしたものを150部用意し、来場者に可能な限り手渡しを試み、98部を配布しました。また、会場運営サポート要員を担当しました。

監督署に置かれている埼玉支部のリーフレットが目立たないので、デザインについて今後の検討課題とします。

(2) 研修部（真崎研修部長）

11月29日（金）に第133回研修会を開催し、会場参加12名、講師2名、Web参加3名でした。

Web参加者からWeb上の問題点の指摘はありませんでした。

来年2月か3月の研修会で、外部講師として講演いただくよう、埼玉労働局に願います方向で検討します。

(3) 業務部（森業務部長）

支部総会（6月12日）以降の、埼玉支部宛の相談連絡票は以下のとおりです。

- ・安特案件：1件
- ・業務委託：1件
- ・スポット委託：1件
- ・特別教育講師：2名の予定（埼玉労働基準協会連合会他、産業用ロボット）
（なお、希望者は中災防の産業用ロボットのインストラクター研修を受講して下さい）
- ・その他：1件（契約手続き中）

3. 事務局及び各部からの報告

(1) 総務部（椎名総務部長）

会員及び事業部会員の入会・退会

	入会	退会
支部会員	遠藤 潔さん(土木)	なし
事業部会員	遠藤 潔さん(土木)	なし

(2) 広報部（青木広報部長）

S S H C O N ニュース 88号発行（11月14日発行）

(3) 会計部（田中会計部長）

支部会計の現状に関して、12月1日時点の収入は予算よりマイナスですが、支出は予算どおりの見通しです。

II 審議事

1. 支部規程の見直しについて

日当支給規定の「南関東ブロック会議」の日当額を 3,000 円から 1 万円に変更することを提案します（中澤支部長）。→参加者了承

2. 埼玉支部研修会の講師を埼玉支部会員が務めたときの交通費について

令和 6 年度から交通費（必要な場合は駐車料金も）込みで謝金を支払うこととします（中澤支部長）。→参加者了承

支部規定の記載内容の変更については検討します（中澤支部長）。

3. コーディネーター業務の引き継ぎについて

引き継ぎが行われていなかった案件については引き継ぎを行うこととし、引き継ぎ状況については今後も幹事会の場で確認するようにしましょう（中澤支部長）。

4. 受託業務拡大への取組について

埼玉支部への相談件数が減ってきています。他の支部も同様で、南関東ブロック会議でも話題になっており、関係各方面に対して営業活動することが必要というアドバイスがありました。参加者の皆さんからも、何か良い案があれば提案をお願いします（中澤支部長）。

一つの提案として、ホームページの内容を充実させて活用することが必要です（井上事業部会長）。

埼玉支部に相談する事業所は様々な業種があるため、色々な相談や要望に対応するためには複数体制で対応する案も考えられると思います。それぞれのコンサルタントが持っている強みを生かせると思います（中澤支部長）。

5. 業務改善WGr の中間報告

支部HP（ホームページ）について、掲載するコンテンツの検討や、内容をタイムリーに更新充実させる作業を各担当部長が分担して行うためのWGr が始動中です。Word Press の管理画面にログインするためのパスワードを各担当部長に後で送信します。できることから作業をお願いします（井上事業部会長）。

6. 業務依頼減少に伴う事務所当番体制に関して

次回の審議事項とします。

III 次回幹事会の予定

2025 年 2 月 1 日(土) 14:00～ Web 形式

(2) 令和6年度第2回幹事会(Web)が令和7年2月1日(土)にリモート会議方式で開催されました(下記報告事項は、2月1日時点の情報に基づいて記載しています)。

I 報告事項

1. 支部長報告

2月の化学物質管理強調月間中に埼玉労働局長パトロールが計画されており、健康安全課川又課長様の依頼により埼玉支部から3名参加(小北事務局長、大越企画部長、森業務部長)予定です(2月4日に実施予定)。

埼玉労働局主催の化学物質管理セミナーが2月27日に予定されており、その講師を石田監事が行います。コンサルタント会との共催という形での参加になります。運営サポート要員として大越企画部長が参加する予定です。定員を超えていなければ、コンサルタント会からも参加者を募る予定です。

2. 事業部会各部からの報告

(1) 企画部(大越企画部長)

① プロフィール改訂について

令和7年度向け、事業部会員のプロフィール追記、修正等をお願いします。

事業部会員の追加については新規に3名を予定しています(計32名)。

メールで案内を配信しますので、2月末期限で変更内容を連絡してください。

ご協力をお願いいたします。

② 埼玉支部リーフレットの発行予定について

令和7年度版を4月中旬までに作成予定です(配布:5月:地区基準協会、8月:監督署)

内容構成やイラストを再考し、QRコードを使って手軽に必要な情報を得られるようにするなどの検討をします(次回の幹事会で諮ります)。

化学物質の第3管理区分を抱えている事業所は、作業環境管理専門家としての要件を有する専門家から意見を聞くようになっているので、今後コンサルタント会が相談の引き受け先として依頼が増えるようにリーフレットの内容を更新することが必要だと思います(石田監事)。

名簿、プロフィールの中に化学物質管理専門家を明記することなども有効だと思います(堀江副支部長)。

これまで毎年、地区労働基準協会にA4サイズ1枚(両面)のパンフレットを送っていますが、今後の送付(可否含め)については検討することとします。

(2) 研修部(真崎研修部長)

研修部だよりをご参照ください。

(3) 業務部(森業務部長)

① 安全衛生相談対応(2件)

② 支部事務所当番制の廃止についての提案

- ・見直しの理由⇒電話による引き合いがほとんど無く、常駐するメリットが見いだせないため。
- ・代わりの対応⇒N T T東の転送電話サービス（ボイスワープ：月額 550 円）で5件の転送先指定が可能（5名に対して同報通知も、順次自動転送も可能＜例えば、森さん⇒井上さん⇒小北さん⇒中澤さん⇒堀江さん 話し中であつても次の人に自動で流れる＞）。
- ・日次で当番者設定変更をパソコンで実施するのは大変なので、5名固定のままだと助かります。
- ・既に4月～6月の支部当番表案は作成済みですが、まだアナウンスしていません。
- ・了承されれば、今後、ルールを決めて運用する必要があると考えます。（週1回、誰か事務所に行くとか？など）

（審議した結果は以下のとおり）

支部当番体制は継続しつつ、ボイスワープ契約する方向で進める。

また、支部当番が可能な人は従来どおり支部に出向いて当番を行うが、予定していた当番の都合が悪い場合には、ボイスワープで転送するという方法とする。

夜間転送でビジネスチャンスを広げることも可能なのか調べる。

支部当番表に新運用ルールを記載する。

ボイスワープの契約条件の調査を進める（森業務部長担当）。

③ その他

支部ホームページの掲載コンテンツについて、研修会案内やSSHCON ニュースなど現状でできる範囲で追加・更新しました（井上事業部会長）

3. 事務局及び各部からの報告

(1) 総務部（椎名総務部長）

会員及び事業部会員の入会・退会

	入会	退会
支部会員	なし	中村 華子さん（準会員） （東京支部に移動）
事業部会員	なし	なし

(2) 広報部（青木広報部長）

S S H C O N ニュース 89号発行（現在、編集作業中で2月中旬発行予定）

(3) 会計部（田中会計部長）

支部当番者の日当は2月末日までに見込みを出して、3月20日頃には支部当番者

に支払う予定です（当番に出た日数を当番者に事前に確認して下さい）。

2月24日までに本部に支払の見込みを報告する予定です。

II 審議事項

1. 会計監査(5月17日)、支部総会(6月13日)について

上記の日程で了承されました。

監査は10時～開催、会場は市民会館おおみやを予定（中澤支部長が予約）

支部総会の会場も市民会館おおみやで予約する（中澤支部長が予約）。

2. 事業部会費の改定の提案（正源司監事）

現状の3万円を2万5千円に改定することを提案します。

（審議した結果は以下のとおり）

事業部会費は据え置きとし、研修用のDVDや測定器を購入する方向で検討する。

具体的なDVDの内容や測定器について、幹事会メンバーにアンケートを取り、森業務部長がリストを整理して集計結果を周知する。

III 次回幹事会の予定

2025年5月10日(土) 14:00～

3. 最近の報道より

■厚生労働省その他の動き（気になる情報の抜粋）

月日	表題	概要
令和6年 9月26日	厚生労働省 長野労働局 【松本労働基準監督署】「その作業！本当に安全ですか!? 墜落制止用器具使用作業見直しチェックリスト」を作成しました。	https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/content/contents/checklist20240926-matsumotosyo.pdf
10月30日	経済産業省 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）	食品工場および業務用厨房施設などにおける一酸化炭素（CO）中毒事故の防止について、関係団体や行政機関に注意喚起の周知を要請した。 https://www.jcsc.or.jp/wp/jcsc/wp-content/uploads/2024/11/915704cd1d69af6300246bb3c5f2292a.pdf
11月1日	一般社団法人外国人食品産業技能評価機構 労働災害防止の学習用動画の公開について	技能実習生を始めとする外国人を対象として、食品工場で起こる労働災害防止のための学習用動画を公開。日本語のほか8か国の言語に翻訳。 https://otaff.or.jp/news/?c=news-2&pk=25
11月7日	厚生労働省 送気マスクの適正な使用等について	https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/002016690.pdf
12月2日	厚生労働省 東京労働局 令和5年の定期監督指導結果を公表	定期監督などを行ったのは1万4883事業場で、このうち68.0%に当たる1万119事業場で労働基準関係法令違反が見つかった。主な違反内容は、機械・設備などの危険防止措置に関する安全基準に関する違反が3,370事業場、違法な時間外労働が2,526事業場、健康診断の実施に関する違反が2,068事業場となっている。 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/002043281.pdf
12月11日	厚生労働省 「令和5年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（確定値）」を公表	「労災保険給付」の令和5年度の請求件数は1,305件（石綿肺を除く）、支給決定件数は1,170件（同）で、請求件数は昨年度と比べやや減少、支給決定件数は昨年度と比べやや増加した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46437.html
12月12日	厚生労働省 基発1212第2号 変異原性が認められた化学物質	https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T241216K0011.pdf

	の取扱いについて	
12月20日	厚生労働省 職場のあんぜんサイト 化学物質による労働災害事例を 16件追加	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/saigaijirei.htm
12月27日	厚生労働省 北関東3労働局 年末建設一斉監督の結果について	北関東の3労働局（茨城労働局・栃木労働局・群馬労働局）が合同で年末の時期における建設工事の労働災害の防止のため、集中的に監督指導を実施。指導現場数401現場のうち違反現場数は202現場で、違反率は50.4%となっている。 墜落災害の防止に関する違反が113件と最も多く、建設機械災害の防止に関する違反57件、作業主任者選任と職務履行確保に関する違反22件、飛来・崩壊災害の防止18件の順で多くなっている。 https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/content/contents/kantoku_press_R061227_kitakuntou.pdf
令和7年 1月1日	厚生労働省 労働者死傷病報告の報告事項が 改正され、電子申請が義務化 されます(令和7年1月1日施行)	令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告 ■ 定期健康診断結果報告 ■ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告 ■ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告 ■ 有機溶剤等健康診断結果報告 ■ じん肺健康管理実施状況報告 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/denshishinsei_00002.html
令和7年 1月15日	中央労働災害防止協会 小売業向け「労働災害防止に 使える第一歩」のツール4種を 公開	令和6年度厚生労働省補助事業「労働安全衛生マネジメントシステム等の普及啓発に関する検討委員会」において制作したもの。これから労働災害防止・働きやすい職場づくりを目指す店長やエリアマネージャーが利用しやすいものとしてまとめている。 https://www.jisha.or.jp/oshms/about06.html
1月17日	厚生労働省 労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」を公	厚生労働省の安全衛生分科会が令和6年4月から令和7年1月まで11回にわたり開催され、検討された結果が取りまとめられた。

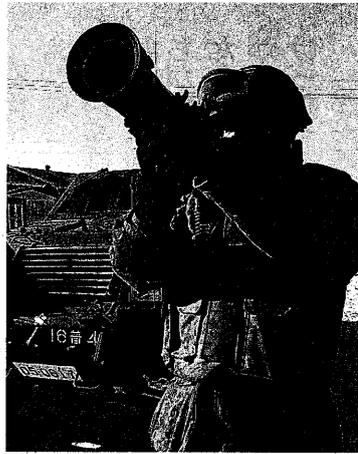
	表	近年の労働安全衛生をめぐる動きや、労働災害の発生状況などに基づき、今後の安全衛生対策として法的整備を含む各種方針を示したもの。 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00020.html
1月20日	厚生労働省 神奈川労働局 【横須賀労働基準監督署】 転倒・腰痛等の労働災害防止のための取組事例集を作成	https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/yokosuka.html
1月27日	厚生労働省 「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案要綱」の諮問及び答申について	法案要綱には、既存の労働災害防止対策に個人事業者等も含めることや、ストレスチェックについて、現在努力義務となっている労働者数50人未満の事業場も実施を義務化することなどが盛り込まれている。 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00021.html
1月31日	厚生労働省 福井労働局 【武生労働基準監督署】リーフレット「除雪作業時の安全管理について」を作成しました。	福井県では例年「フォークリフト」や「トラクター・ショベル（タイヤショベル）」を除雪作業に用いる事業場が多くみられることから、使用にあたって3つの注意点を確認するよう促すもの。 https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/newpage_01154.html

第3種郵便物認可

「射撃訓練で難聴に」

陸自隊員、国に慰謝料求め提訴

長年の射撃訓練で難聴になったのは、装備品や健康診断が不十分だったからだ。陸上自衛隊の現場幹部の男性がそう訴え、国に慰謝料を求める裁判が14日、札幌地裁で始まる。男性が「まずはこの問題を知ってほしい」という現状とは。



84ミリ無反動砲を手にする隊員＝2003年12月、北海道千歳市の陸上自衛隊東千歳駐屯地

「装備や啓発不十分」

原告は陸自北部方面総監部の1等陸尉中村俊太郎さん(50)。1993年に入隊し射撃や装甲車の操縦など激しい騒音が伴う任務に当たってきた。聴力の異常に気づいたのは97年ごろ。射撃訓練を監督した2021年に症状が悪化し、その後、両耳の難聴が公務災害と

認定された。

中村さんによると、隊員に支給される耳栓は粗末なもので、84ミリ無反動砲の射撃訓練では「日常生活で聞いたことがないほど」という大きな音と衝撃にさらされた。訓練後は「プールで水が入ったような耳の閉塞感」や耳鳴りが続いたという。

隊員は訓練中、号令に従って動作するため、耳栓が外れてもつけ直すことにためらいがあった。騒音が聴力に与える危険性も、隊内では十分に共有されていないという。

訴状では、国が隊員に対する適切な予防や対策をせず、安全配慮義務を怠ったと主張。遮音性能の高い耳栓を十分に支給せず、耳栓の着用を徹底するよう啓発しなかった上、必要な聴力検査の実

施を怠ったとして、慰謝料など約9200万円の支払いを求めている。

難聴の自覚症状がある隊員を他にも多数知っているといる中村さん。

「若い隊員のためにも声を上げないわけにはいかなかった」(上保昇平)

危険伴う訓練 耳栓外れることも

実際の訓練はどういうものか。

「射撃用意、撃て」「チュドーン、チュドドーン」

昨年10月、富士山のふもとで行われた陸自訓練が報道陣に公開された。ウクライナ戦争でも使われている火砲「155ミリ榴弾砲」の発射音は強烈だった。耳栓をつけていた記者でも、鼓膜に直撃するような感触で、翌日まで耳鳴りが残った。

ある自衛隊幹部は「大砲から小銃まで音の大小はあるが、長年の訓練で耳を悪くした隊員も少なくない」と明かす。

陸自によると、射撃訓練をする場合、耳栓などで耳を保護するよう指導しているという。ただ、自衛隊関係者によると、

指示が聞こえにくくなったり、激しく動く途中で外れたりして、耳栓がない状態で訓練する隊員もいたという。

別の幹部は「訓練には命の危険が伴う。一人ひとりが耳を保護しているかまで気が回らず、実戦を想定した訓練との両立が難しい」と話す。

自衛官は定員24万7千人に対し約2万人が不足する状態が続き、2023年度は採用者数が募集計画の50・8%と過去最低に。石破茂首相の肝いりで自衛官の処遇改善に向けた関係閣僚会議が昨年末に基本方針を出したが、再就職支援や生活環境の向上が主な内容だった。

元陸将の山口昇・国際大客員教授は「米軍と比べると隊員個人の身体を大切にす意識が低く、お金がなく支給品の質も悪かった」と指摘。防衛予算が大幅に増加されていることも踏まえ「戦闘機やミサイルなどに目がいきがちだが、身体を保護する細やかな装備品も充実させ、意識も変えていくべきだ。個人を大事にできない組織は持続せず、体を張る現場の士気は上がらない」と語る。

陸自は取材に対し、「係属中の訴訟に関することは今後の裁判に影響を与えかねないことからお答えできない」とし、従来品より耳を保護する装備品の導入については「現在のところ予定はなく、将来については予断をもってのお答えは控える」とコメントした。(矢島大輔)

操縦者間の確認訓練拡大へ

羽田事故受け海保機なども義務化

昨年1月に羽田空港の滑走路で日本航空（JAL）と海上保安庁の両機が衝突した事故を受け、国土交通省が、航空法で義務づけられている訓練の対象を全ての操縦者に拡大する方針を固めた。関係者への取材でわかった。24日に開会する通常国会に同法改正案を提出する。

航空法改正案

操縦者間の相互確認などを徹底する「CRM（クルー・リソース・マネジメント）」の訓練は、これまではJALや全日本空輸（ANA）など定期航空運送事業者の操縦士のみが義務化されていた。

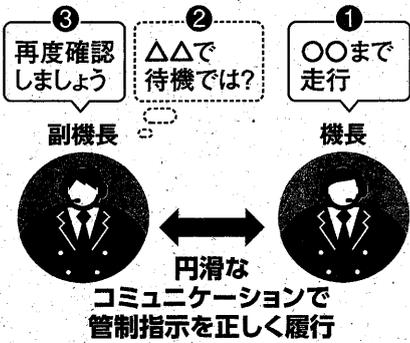
関係者によると、改正案では、国交相が認めた全ての操縦士を対象を広げ、海上保安庁機や個人

機の操縦士にも訓練を義務づける。自衛隊機の操

縦士は防衛相の所管のため対象外となる。任意だった訓練を義務づけることで安全性を高める狙い。管制官が離着陸の順序などを指示する空港で運航する場合は、CRM訓練を修了していなければならない。CRMは、コックピット内の操縦士同士の意思疎通を円滑にし、管制官などから得た情報を有効活用する考え方のこと。1970年代からヒューマンエラーに起因する航空事故が増えたため、航空業界で導入された。

また、羽田や成田などの主要空港には、滑走路の安全対策を担う専門チームを設置することも義務づける。法的根拠を持たせることで、安全確保に向けた取り組みを強化する狙い。

CRM(クルー・リソース・マネジメント)のイメージ 取材から



- 海上保安庁機や個人機なども訓練を義務化
- 管制官が離着陸の指示をする空港が対象

国による定期検査で、空港が誤進入防止対策を講じているかもチェック対象になる見通しだ。運輸安全委員会が昨年

12月に公表した経過報告書では、海保機側が管制官の指示を誤認し、機長と副機長間の復唱でも修正できなかった状況が明らかになった。担当管制官も海保機が滑走路内に入ったことに気づけなかった。事故原因は同委員会が調査を続けている。

(増山祐史)

次号は令和7年4月中旬頃発行予定です。皆様よりの情報提供を期待しています。
また、コンサルタント事例としての経験談（成功談でも失敗談でも）を募集しています。
それ以外の内容でも大歓迎です。寄稿をお待ちしています。

- ・今回のSSHCON ニュースに対するご感想・意見等をお寄せ下さい。
- ・みなさんがお持ちの情報、写真等で会員みなさんに提供したいものがありましたら、連絡下さいますようお願い致します。